

	<p>様々な課題がたくさんある中、ここのメンバー、定例委員会の教育委員の皆さんに関しましても、非常にこの1年間お世話になりましたし、河南町の教育のためにということで、様々なご意見をいただいて、進めていくことができたのかなと思います。</p> <p>自分自身もこの4月からなので、不慣れな部分がたくさんあって、ご迷惑をおかけする部分がたくさんあったと思いますが、本当に感謝申し上げます。</p> <p>今日も、この3月の部分で重要な案件もありますので、どうぞよろしく願いたいいたします。</p> <p>それでは、ただ今より令和5年3月の教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>まず初めに、本日の定例会につきまして傍聴者はございません。</p> <p>次に、本日の出席者は5名です。</p> <p>定足数を満たしていますことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議録署名委員は、河南町教育委員会会議規則第17条の規定により、高井委員に決定してよろしいですか。</p>
委員全員	—— 異議なしの声あり ——
教育長	<p>ご異議がないようですので、会議録署名委員は高井委員に決定いたしました。</p> <p>それでは、議事日程に基づき進めさせていただきますが、その前に委員の皆さんへご報告があります。</p> <p>令和5年3月末をもって藤原委員が任期満了となりますが、令和5年3月議会におきまして、藤原委員の再任について全会一致で同意をされましたので、ご報告いたします。</p> <p>藤原委員におかれましては引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「議案第1号 河南町教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	「議案第1号 河南町教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について」 資料に基づき説明
教育長	<p>今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑をお受けいたします。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
委員	— 質疑なし —
教育長	<p>ないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>ないようですので、討論を終結いたします。</p>

	<p>それではお諮りいたします。 本案は原案通り可決することにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>－ 異議なしの声あり －</p>
教育長	<p>ご異議がないようですので、「議案第1号 河南町教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する法律等施行規則の制定について」を可決することに決しました。</p> <p>それでは次、「議案第2号 河南町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。これについて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第2号 河南町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 資料に基づき説明</p>
教育長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。 これより本案に対する質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。 ポイントは2つ。65歳までの定年延長に伴うことと、教員、教職員の働き方改革についてのポイントですが、よろしいですか。</p>
委員	<p>－ 質疑なし －</p>
教育長	<p>ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 ないようですので、討論を終結いたします。 それではお諮りいたします。 本案は原案通り可決することにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>－ 異議なしの声あり －</p>
教育長	<p>ご異議がないようですので、「議案第2号 河南町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を可決することに決しました。</p> <p>それでは次に、「議案第3号 令和5年度学校園教育指針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議案第3号 令和5年度学校園教育指針について」 資料に基づき説明</p>

教育長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。 これより本案に対する質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。</p>
事務局	<p>補足ですが、この内容につきましては、元になるのが大阪府の指導助言の内容になります。 この大阪府の指導助言につきましては、大阪府の第2次教育振興計画、それと国の振興計画、地域振興計画の内容を参酌した上での中での指導助言というかたちになっております。 それに合わせたかたちで、今回、本町の分もそれに合わせたかたちで見直しというかたちで、新たな内容にはなっておりますけれども、大筋の本来のそのようなところについては、大きく変わりはありません。</p>
教育長	<p>質疑の方はどうでしょうか。</p>
委員	<p>－ 質疑なし －</p>
教育長	<p>ないようですので質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 ないようですので、討論を終結いたします。 それではお諮りいたします。 本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>－ 異議なしの声あり －</p>
教育長	<p>ご異議がないようですので、「議案第3号 令和5年度学校園教育指針について」を可決することに決しました。 これですべての議案について、終了いたしました。 それでは次に、諸報告、その他に進めさせていただきます。 まず「(1) 河南町教育大綱(案)について」事務局の説明などを求めます。</p>
事務局	<p>「(1) 河南町教育大綱(案)について」 資料に基づき説明</p>
教育長	<p>今事務局から説明がありまして、先月、前回ここで様々なご意見をいただいて、その時に、意見をいただいたところについても、話し合いをした結果、こういうかたちで、今、提示されているのですが。この件について何かご質問等ございませんか。</p>

委員	<p>レジュメの6の基本目標の(1) 確かな学力の定着と学びの深化というところで、「夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成」とあるのですが、僕のイメージでは、姿勢というのはどうも合いません。姿勢の育成というのは、僕の意識としたら、強い心もしくは諦めない心に変えたほうがよりインパクトがあるのではないかと思います。</p> <p>姿勢というのが、ぼやけているというか、あまりインパクトがないと思います。</p>
教育長	<p>内容そのものに大きな変化があるわけではないのですが、その表現の仕方ってことですね。</p>
委員	<p>姿勢というのは、イメージが少し弱いと思います。</p>
事務局	<p>この教育大綱につきましては、教育基本法の中身、国がまず教育振興計画を策定するかたちになって、その定められた内容を参酌して、都道府県もしくは市町村がこういう大綱をつくるというかたちになっております。</p> <p>この文言につきましては、河南町独自の言葉を入れさせていただいておりません。</p> <p>要は国もしくは大阪府の教育振興計画の中を河南町に合うものをピックアップして挙げさせていただいているという内容になります。</p> <p>今、ご指摘いただいた内容につきましても、国、府の示されている教育振興計画の中に挙げられている内容をそのまま挙げさせていただいているというのが現実でございます。</p>
委員	<p>もしも使うとすれば、態度の方がいいかな、個人的には。態度の方がいいかなという感じはします。</p> <p>だけでも、そこは別にもう我々でどうこうすることではないと思います。</p>
教育長	<p>今さっき事務局の補足の説明の中にこの言葉そのまま、字句も含めて、すべてこの会議から起こしていったというのであれば、当然、今委員おっしゃったようなかたちで、もう一つ踏み込んだというご意見も当然よく理解できますし、たださっきの参酌という部分で、基礎になるものが大きな教育振興計画、そこの文言を一定基礎にしながら、というあたりがあるのですが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>事務局のおっしゃることもよく理解できます。</p> <p>私の気持ちの中では、そういう気持ちがあるということをご理解ください。</p>
教育長	<p>他、その他で。</p>

委員	<p>大きな部分というのは、特にないですか。</p> <p>教育大綱の（１）と（２）のこの内容が、ここに一応、全部網羅されていますか。</p>
事務局	<p>教育大綱を１枚目めくってもらって、３ページになるのですが、流れ的にいくと、まず位置付けがあるのですが、令和３年４月から施行をしているまちづくり計画、それと、国の方はまだ確定をしておりませんが、第４期教育振興基本計画、それと、府の方はほぼ確定しております第２次大阪府教育振興基本計画、これらを参酌しながら、今、案を示させていただいているものです。</p> <p>これがあって、河南町の学校園教育指針等ができます。この「等」は何かといえますと、学校もしくは園の教育計画になります。</p> <p>本来ならば、先の上が固まって、先ほど議案第３号で示した内容がくるべきものなのですが、ここ同時進行で行っているのがあって、ご了承いただきたいのですが、それでいくと、ここは網羅されているかたちになっております。</p>
委員	<p>全部網羅されているということであれば。</p>
委員	<p>今、委員がおっしゃられた確認が、ものすごく大事なことで、結局、これが最終的には現場に行きます。</p> <p>第２次大綱というこの機会をうまくとらえて、令和５年度のスタートで、学校へ下ろしていくわけですが、この大綱、それから教育指針、これを学校現場で細かいところまで読んでいただいて、共有することが大事で、河南町としての教育を進めていく上では、いちばんのベースになる部分。それを改めて確認していきたいと思っています。</p>
教育長	<p>それでは他にないようですので、この河南町教育大綱案について、河南町長から内容の確認等の依頼がありましたが、委員の皆さんに確認をいただいた結果、特に内容の修正等がありませんでしたので、修正等なしの旨を回答いたします。</p> <p>次に、「（２）新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」及び「（３）学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて」、この２件について関連する案件ですので一括して事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>「（２）新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」 「（３）学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて」 資料に基づき説明</p>

教育長	<p>関連する2件について説明が終わりました。 内容について確認、質問等ございませんか。</p>
事務局	<p>通勤ラッシュ時の電車・バスという表現になっているのですが、一般的には公共交通機関の電車・バスと読み取れるのですが、本町の場合、近つ飛鳥小学校とかなん桜小学校で一定の地域にお住まいの児童生徒につきましてはスクールバスも利用していただいております。</p> <p>当面の間は感染予防のため、マスクを着用したいと思っておりますが、まだ学校と調整できておりませんので、最終判断が必要な内容になっております。</p>
教育長	<p>そのあたりについては、地域の実情に応じてというかたちになると思います。</p> <p>今回この4月以降、まずマスクがないというのがベースになったということが大きいです。</p> <p>なので、卒業式と入学式で、やや景色が変わるのは、とは言うものの、着脱についての配慮は当然しないといけないわけです。そこがものすごくポイントなのです。</p> <p>外さないお子さんも、当然出てくるかなと思います。子どもに応じたかたちで対応することが大事。当然、これは学校にも言っています。5月8日以降の若干の変化があるかもしれないということ。</p> <p>それと、見ていただいてよくわかるのですが、50cm、横の50cmというのは、よく見たら、もう触れ合わない程度なのです。ところが、前後はこれ1mがあるわけで、逆に1mあけなかったから、マスクしたらいいのでは、でもないのです。マスクがないのが前提なのです。</p> <p>そこが、今までは、まだまだ全く制限ないというところまでには戻っていかない部分がある、この4月は残るかと思っております。</p> <p>でも、この間、見たら、全部近つ飛鳥小学校は、結構、取っておられたし、かなん桜小学校もどうだったかな、とれていたかな、前後、1mぐらい。</p> <p>それは発する場合、発しない場合はいいですけども、歌の場合は、1mぐらい離すということなので、マスクなしの場合。</p> <p>今度は、マスクなしが前提だから、そのへんの配置は、それはまた指導主事からでも学校とは確認しといてもらいたいなという部分があります。</p> <p>それは確認していただけますか。</p>
事務局	<p>基本的にそういうことになると思います。</p>
委員	<p>特に卒業式に関しては、保護者の方からマスク云々では何もなかったですか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
教育長	<p>他、よろしいですか。</p>

	<p>ないようですので、「(4) 令和5年度 入園式・入学式について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>「(4) 令和5年度 入園式・入学式について」 資料に基づき説明</p>
教育長	<p>式関係は大丈夫ですか。 次の「(5) その他」何かありますか。</p>
事務局	<p>そしたら私の方から2点ございます。 河南の桜のマスクができたということで、またご活用いただきたいと思いま す。 2つ目ですが、3月26日、明後日、日曜日ですが、白木山公園、さくら坂 登り口の左側の白木山公園で、4年ぶりのかなん桜まつりが開催されます。天 候の関係もありますけれども、もし天候よければ、また委員の皆様にもご参加 をいただきたいと思えます。 これは案内だけになります。</p>
事務局	<p>生涯まなぶ課からご報告させていただきます。 去る2月26日、ぷくぷくドームにおきまして、町の青少年指導員連絡協議 会主催のあそびの広場を、町の体育協会、スポーツ推進委員会共催のスポーツ 広場が盛大に開催されました。 当日は約400人も多くの方々、子ども連れや親子連れ、子どもたち等の 多くの方が参加いただきました。 屋外では射的やゲームや木工細工。あと、丸太切りアタックなど。屋内にお きましては、体力測定、ストラックアウト、バラバラアート等多くの催しが行 われまして、4年ぶりの開催で参加者はかなり楽しんでいました。 青少年会長の藤原委員もご尽力いただきまして、無事、開催することができ ました。</p>
教育長	<p>たくさん集まりましたね。</p>
委員	<p>そうです。</p>
教育長	<p>確かに、すごい天気にも恵まれたし、そのオープニングの前に、2025万 博、大阪関西万博の桜の植樹で、町長とかあと参加いただいたお子さんとかで、 植樹式もあり、それこそさっき冒頭申し上げたコロナ禍の中でも、できること をどんどんやっていくという中で、4年ぶりに開催されて、子どもだけじゃな くて、参加しているスタッフも含めて、保護者の皆さんも含めて、ああいうの が久しぶりやなあと感じたので、そういったことがどんどんできていけば、い いのかなあというのはものすごく実感としてあります。</p>

本当にご苦労さまでした。

そうしましたら以上をもちまして本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これをもちまして3月の教育委員会定例会を閉会いたします。

次回は令和5年4月24日午後2時からの開催といたしますので、よろしく
お願いします。ありがとうございました。

令和 年 月 日

教育長名

署名委員名